

各市町教育委員会教育長 様
各学校組合教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会
静西教育事務所長

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書への個人番号記載等に係る
取扱いの変更について（通知）

令和 3 年度の税制改正に伴い、平成 28 年 1 月 14 日付け西教総第 123 号「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書への個人番号記載に係る取扱いについて（通知）」について下記のとおり取扱いを変更しますので、貴管内小中学校長宛通知願います。

記

1 変更点

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日以降、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」という。）に押印を要しなくなったため、「個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない。」旨を左下余白にあらかじめ印字したものを申告者本人が提出する場合においても、印字部分に押印を要しないこととする。
- (2) 事務取扱担当者は、「個人番号届により確認した。」旨が右下余白にあらかじめ印字された扶養控除等申告書を受領した場合は、確認後、印字部分に押印又はレ点で表示する。
- (3) 職員番号は、右上余白に申告者本人又は事務取扱担当者が記入する。
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書についても、扶養控除等申告書と同様の扱いとする。

2 適用

令和 3 年 10 月 1 日以降申告分から

3 その他

記載事項の例については、別紙 1、2 による。

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 掛川	給与の支払者の名称(氏名) 静岡教育事務所	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 年 月 日	配偶者の氏名	就たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、この申告書に添付してください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 7000020220001	あなたの個人番号	あなたの住所	あなたの配偶者の住所	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 掛川市富部456	あなたの住所又は居所	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)					
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平19.1.1以降生)	1				
	2				
	3				
	4				
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」(※)をお読みください。) (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得額(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者も除きます。)、で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者は、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者も除きます。)、で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。	異動月日及び事由		

個人番号は記入しない



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
-------------------	----	---------	------	--------	-------------	----	---------	--------	----------

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平19.1.2以降生)	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得対象外別居扶養親族	令和4年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1						円	
2						円	
3						円	

個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない。
 ※ 申告者本人印不要

個人番号届により確認した。□
 ※事務取扱担当者が確認後、押印又はレ点する。□→☑

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所屬税務署長 掛川	給与の支払者の 名称(氏名) 静西教育事務所	(フリガナ) あなたの氏名		
税務署長	給与の支払者の 法人番号 7000020220001	あなたの住所 又は居所 掛川市富部456		

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の总收入金額が50万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「条件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

① 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

② 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が①～④に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	明大 平年	年	月	日
あなたと配偶者の住居又は事業所 異なる場合は配偶者の住居又は事業所				

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を参照してください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		円

○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ
定	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	基礎控除の額
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		円

○ 控除額の計算

区分	区分Ⅱ										配偶者控除の額	配偶者特別控除の額		
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)」(※印の金額))										
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	円	円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円	円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	円	円
重要	配偶者控除		配偶者特別控除											

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が85万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養控除等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(扶養者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (印の合欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者※が特別障害者 (印の合欄及び半欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (印の合欄及び半欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が半額20歳未満(※17.1.1.25以後生) (印の合欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 異なる場合は配偶者の氏名又は住所 あなたとの続柄 所得金額(見積額)	記載の者の生年月日 明大 平年 年 月 日 あなたとの続柄 所得金額(見積額)	特別障害者に該当する事実 (裏面P3～P4を参照) <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書の上記
--	--	--	--

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額510.8万円以下)の人をいいます。

個人番号は記入しない

個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない。
※ 申告者本人印不要

個人番号届により確認した。□
※事務取扱担当者が確認後、押印又はレ点する。□→☑